

第 2 回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和 4 年 2 月 1 7 日(木) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場
- 3 報告
 - (1) 報告第 1 号
石川農業振興地域整備計画の変更案の一部取下げについて
- 4 議案
 - (1) 議案第 3 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (2) 議案第 4 号
農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 議案第 5 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (4) 議案第 6 号
石川町農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について
 - (5) 議案第 7 号
農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について
 - (6) 議案第 8 号
荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

出席委員

農業委員 9名

1番	佐川	修一	2番	根本	常和	3番	近内	貞夫
4番	金沢	和則	5番	芳賀	正幸	6番	緑川	一男
7番	緑川	喜友	8番	仲田	昌勝	9番	遠藤	武重

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員についてはコロナ対策のため参集せず。

事務局	事務局長	武藤	伝
	事務局次長兼農地管理係長	吉田	慶司

- ・議 長 本日の出席は9名です。定足数に達しておりますので、只今より第2回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、4番 金沢和則委員 5番 芳賀正幸委員を指名いたします。

(1) 報告第1号

石川農業振興地域整備計画の変更案の一部取下げについて

- ・議 長 まず初めに、報告第1号 石川農業振興地域整備計画の変更案の一部取下げについて議題とします。事務局の報告を求めます。

- ・事務局長 (朗読説明)

令和4年2月15日付け石川町長より、石川農業振興地域整備計画の変更案の一部取下げについて通知がありましたので、その内容についてご説明いたします。

今回の取下げの理由ですが、当該農地周辺の地域住民への説明、調整が不十分であり、周辺住民とのトラブルを避けるためにも再度調整を図ることが望ましいとのことで、取り下げとなっております。

- ・議 長 只今報告のありました、石川農業振興地域整備計画の変更案の一部取下げについて何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

- ・議 長 ないようですので、報告を終わります。

(1) 議案第3号

- ・議 長 次に議事に入ります。議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可に申請に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1から2につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

- ・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました根本常和委員に報告を求めます。

将来を考え耕作人が譲受人に耕作を指導・応援することで農地を維持できることから、今回の申請となりました。譲受人は野菜の収穫物を自家消費や生産物直売所へ出荷する予定です。この案件は現況で農地としての利用であり周辺農地へ与える影響はありません。

以上調査した結果、この案件は問題ないと考えられますので皆様方の審議よろしくをお願いします。

- ・議 長 審議に入る前に、4番金沢委員は申請者の代理人ですので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により退席を求めます。

(金沢委員退席)

- ・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第3号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

金沢委員の入室を認めます。

(金沢委員入室)

(2) 議案第4号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議 長 続いて議案第4号 農地法第4条1項の規定による許可申請に対する意見決定について議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農地法第4条第1項番号1についてですが、事業計画者は農業用施設用地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

- ・議 長 農地法第4条第1項の規定による許可申請番号1を調査した緑川一男委員に報告を求めます。

- ・緑川一男委員 農地法第4条第1項1番の農地転用許可申請の現地確認の結果を報告します。

確認日は令和4年2月7日午前11時30分より当該地にて、吉田事務

局次長、矢内主事、申請人の〇〇〇〇、最適化推進委員の添田勉さんと私の5名で実施いたしました。

当該地は〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇へ約2.8km位行った西側の〇〇〇〇〇〇〇〇、田 2, 317㎡の一部、864㎡です。

概要は堆肥盤130㎡、パドック429㎡、スロープ65㎡、通路等が240㎡です。

申請人は〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

申請理由、現在使用している施設が手狭になったため、新しい施設を町の補助金を活用し当該地が適地と思い決定しました。

堆肥盤にはビニールまたはシートで被覆し雨水は自然浸透及び側溝へ流出し、溜枡をとりつけ汚水の流出防止に努めます。周囲は申請人が耕作していますし周囲に民家もありませんので汚水や臭いで問題が発生するとは考えられません。

以上調査した結果この案件は問題ないと思いますので皆様の審議よろしくお願いいたします。

・議長 長 只今説明のあった農地法第4条第1項番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 長 異議のないものと認め、議案第4号 農地法第4条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第5号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

・議長 長 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は事業用駐車場を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第1種農地です。

次に、番号2についてですが事業計画者は駐車場を目的とし今回の申請に至っております。なお申請地は第2種農地です。

次に番号3についてですが事業計画者は一般住宅用敷地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第1種農地です。

・議長 農地法第5条第1項番号1を調査されました佐川修一委員に報告を求めます。

・佐川修一委員 農地法第5条第1項番号1の権利移転の許可申請について報告いたします。

この案件は、令和3年8月16日の総会において、石川町農業振興地域整備計画変更申請番号3にて報告と承認をいただいております。その後、今回の申請に至っているため、現地確認を省略させていただきます。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇へ進み、〇〇〇〇、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇を挟んだ北側に位置します。

申請理由として、社有車、従業員通勤者、整備車両置き場として現在借りている土地を返却することになり新しい駐車場を確保するため今回の申請になりました。

申請地は会社が道路の反対側にあるため、利便性もよく駐車スペースとしても十分確保できることから選定しました。敷地内はアスファルト舗装を施し法面は法面保護工を行い土砂の流出もなく、雨水は既存側溝へ流下します。日照の問題や周辺農地、住宅、農作物に支障をきたすことはありません。土地の境については境界標やブロック塀を設置することで明確にします。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので皆様の審議よろしく申し上げます。

・議長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第5号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

・近内貞夫委員 農地法第5条第1項2番の許可申請の件につき現地調査した結果を報告いたします。

等支障ないと思います。

転用目的の概要は、一般住宅79.49㎡、法面152.65㎡、駐車場50.00㎡、道路及び回転スペース369.86㎡です。

取水は町水道、雨水は東側道路側溝へ排出、その他は敷地内自然浸透とします。汚水は合併浄化槽により、東側側溝へ放流します。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

- ・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号3の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第5号 農地法第5条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

(4) 議案第6号

石川農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

- ・議 長 次に議案第6号 石川農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局長 (議案朗読)

- ・議 長 石川農業振興地域整備計画変更申請番号1を調査されました金沢和則委員に報告を求めます。

- ・金沢和則委員 石川農業振興地域整備計画変更申請ということで編入の方を調査しましたので報告します。

調査日が令和4年2月7日午前10時から、事務局から吉田さん、矢内さんが立会いました。農業委員が私と遠藤委員、最適化推進委員が味原委員、小池委員が立会いました。

申請地は○○○○○○○外5筆で、合計面積が4,088㎡、地目は全て田になっております。

申請地は理由欄にあるとおり、農業競争力強化農地整備事業を進めるために農振農用地に編入する必要がある、今回の申請となっております。

現地は荒廃農地や耕作放棄地等ではなく、きちんと水田として耕作しており、また各所有者の同意もあり編入することに問題ないと思われま

以上ご審議よろしく申し上げます。

- ・議 長 只今説明のあった石川農業振興地域整備計画変更申請番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第6号 石川農業振興地域整備計画変更申請番号1に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。

続いて、石川農業振興地域整備計画変更申請番号2を調査されました芳賀正幸委員に報告を求めます。

- ・芳賀正幸委員 石川農業振興地域整備計画変更申請2番、事業計画者 ○○○○、土地所有者 ○○○○の件を調査した結果を報告します。

2月7日午前9時から農業委員会事務局吉田次長、矢内主事、行政書士○○○○氏、最適化推進委員 渡邊氏、私の5人で現場確認をしました。

場所は、○○○○○○○○から西に300m行った道路右側のところです。所有権移転のため事業計画者、○○○○○○○○ ○○○○は施設の運営上、当該申請地を使用できないということで多大な支障を受けております。そのため今回早急に用地として必要となったものです。

地番は○○○○○○○○、畑800㎡と○○○○○○○○、田148㎡です。選定の第1条件として規模拡大であり、当該場所が業務上障害となっている場所であります。このためこの場所以外に選定場所がありません。

なお、母畑地区土地改良区とは除外申請で協議済みです。周りが田んぼと畑ですので特別支障があるとは思えません。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

- ・議 長 只今説明のあった石川農業振興地域整備計画変更申請番号2について何かご意見等ございませんか。

- ・金沢和則委員 事務局になんですが、この件について承認はしますが、この申請書の書き方はいかななものかと思えます。事前着手をしてしまい顛末書がついているのに、事業の支障となるから早急に行いたいような書きぶりで当然認めてもらえるような感じがします。もう少し考えた方が良いと思えます。

- ・事務局次長 農業委員会の意見として、町担当係に申請書の書き方がこれで良いのか、県からの補正等があるのか確認いたします。

- ・議 長 ほかにございませんか。
 （「異議なし」の声あり）
- ・議 長 異議のないものと認め、議案第6号 石川農業振興地域整備計画変更申請番号2に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。
- ・

（5）議案第7号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について

- ・議 長 次に、議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 （議案朗読）
- ・議 長 只今説明のあった、農用地利用集積計画について何かご意見等ございませんか。
 （「異議なし」の声あり）
- ・議 長 異議のないものと認め、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定については承認するものと決定します。

（6）議案第8号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

- ・議 長 議案第8号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 （議案朗読）
- ・議 長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。
 （「異議なし」の声あり）
- ・議 長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議のないものと認め、議案第8号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号83を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時25分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和4年2月17日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 _____ 4番

_____ 5番

・